

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成29年 5 月 2 日

火 曜 日

第 4199 号

## 目 次

### 告 示

○保安林の指定	1
○指定障害福祉サービス事業者の指定	2

### 公 告

○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	
○一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定	6
○随意契約の相手方等の公示	7

## 告 示

### 富山県告示第235号

保安林の指定について

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成29年 5 月 2 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 保安林の所在場所

富山県黒部市阿弥陀堂字小屋野谷 1 の 1（次の図に示す部分に限る。）、8 の 2、魚津市東城字屋敷大平663、669の 2、670、字トノ島146から153まで、字吉原139、東山字笹木平 9 の17から 9 の20まで、字チシリ谷1862の 1、1864の 2

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 富山県告示第236号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

平成29年5月2日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
就労継続支援B型	平成29年5月1日	1610500181	一般社団法人ゆめボール	氷見市朝日丘13番30	ゆめボール工房氷見	氷見市朝日丘13番30

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

### 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成29年5月2日

## 1 入札に付する事項

## (1) 借入物品等の名称及び数量

富山県警察基幹サーバ 一式

## (2) 借入物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

## (3) 借入期間

平成29年12月 1 日から平成34年11月30日まで（60か月）

## (4) 借入場所

入札説明書による。

## (5) 借入条件

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成29年富山県告示第 174号）第 1 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成29年富山県告示第 174号）第 4 の 4 に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 本装置の稼働後に、24時間の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

(1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書等」という。）を提出期限までに、4 の(1)に掲げる入札

書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(2) 応札仕様書等の提出期限

平成29年6月1日 午後5時15分

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

平成29年5月2日から同年5月26日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成29年5月10日 午前10時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部2階会議室

(4) 入札書の提出期限

平成29年6月12日 午前10時

(5) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成29年6月12日 午前10時

(2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項  
免除とする。

7 入札の無効に関する事項  
次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3 の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be obtained:  
Toyama Prefectural Police Core Server, one set
- (2) Your bid must be delivered not later than 10:00 a.m. on June 12,  
2017
- (3) Contact point for notification:  
Accounting Division, Police Administration Department  
Toyama Prefectural Police Headquarters  
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.  
930-8570 Japan  
Phonenumber: 076-441-2211

**一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定について**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第86条第 1 項の規定により、各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて認定したので、同条第 8 項の規定により次のとおり公告する。

平成29年 5 月 2 日

対象区域	対象区域等の縦覧場所
砺波市庄川町金屋字清水2768番、2767番及び2768番地先	富山県砺波土木センター

### 随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成29年5月2日

富山県知事 石 井 隆 一

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県税務電算システム及び電子申告システム維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県経営管理部税務課 富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

42,822,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便

益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため